

地域のコミュニティ事業の活動費を助成

【対象】区内に活動拠点のあるコミュニティ団体・地域センター登録団体
 ▼主な事務所が区内にあるボランティア・NPO等の社会貢献団体ほか
 【対象事業】27年3月までに実施予定で、団体の活動を支援することで地域住民や団体間の交流を促進できる、次のいずれかの事業
 ▼文化・芸術活動の向上 ▼世代間交流
 ▼青少年・高齢者の居場所づくり
 ▼区民への学習機会の提供
 ▼区民に開かれた子育て支援
 ※他の助成を受けている事業、特定の方が対象の事業、営利目的、政治的・宗教活動を含む事業等を除きます。

【助成金額】事業経費の合計額の2分の1以内(10万円を限度)
 【助成金の交付】審査会で審査の上、助成事業・金額を決定
 【申込み】団体の活動拠点のある地域の特別出張所へ。申し込み期間等は地域で異なります。詳しくは、特別出張所にお問い合わせください。

男女共同参画推進会議 区民委員を募集

男女共同参画推進計画の進捗状況の検証や、男女共同参画を進めるための施策へのご意見をいただきます。
 【対象】区内在住で20歳以上の方、3名(年齢は26年4月1日現在)
 【任期】7月15日～28年7月14日(2年間)
 【謝礼】会議(年4回程度)に出席の都度、1万円
 【申込み】所定の申込書と「男女共同参画社会を実現するための区民の役割」をテーマとした作文(800字程度)を、5月10日(出までに男女共同参画課(〒160-0007 荒木町16、ウイズ新宿内) ☎(3341)0801へ郵送(必着)またはお持ちください。選考結果は応募者全員にお知らせします。作文は返却しませんが、選考目的以外には使用しません。

国民健康保険のお知らせ

【問合せ】▼保険料の算定、資格の取得・喪失：医療保険年金課国保資格係 ☎(5273)4146、▼医療費等の保険給付：国保給付係 ☎(5273)4149、▼保険料の納付：納付相談係 ☎(5273)3873・4530(いずれも本庁舎4階) ☎(3209)1436へ。

26年度の国民健康保険料

保険料を改定しました

医療費や後期高齢者医療制度への負担金、介護納付金等により保険料を毎年見直し、均等割額・所得割額を改定しています。26年度の保険料は、左図のとおりです。高齢化、医療の高度化等による医療費の増大に伴い、保険料も年々増額になっていきます。
 ※新宿区ホームページに、前年中の総所得金額等や年齢を入力すると、保険料を計算できる「試算シート」を掲載しています。

26年度の国民健康保険料

【算定基礎額】平成25年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

<p>基礎賦課額 (医療分)</p> <p>【均等割額】 32,400円 ×世帯の加入者数</p> <p>+</p> <p>【所得割額】 世帯加入者全員の 26年度の算定基礎額 ×100分の6.30</p> <p>賦課限度額 51万円</p>	<p>後期高齢者支援金等 賦課額 (支援金分)</p> <p>【均等割額】 10,800円 ×世帯の加入者数</p> <p>+</p> <p>【所得割額】 世帯加入者全員の 26年度の算定基礎額 ×100分の2.17</p> <p>賦課限度額 16万円</p>	<p>介護納付金賦課額 (介護分)</p> <p>【均等割額】 15,300円 ×世帯の加入者のうち40歳以上65歳未満の方の人数</p> <p>+</p> <p>【所得割額】 世帯の加入者のうち40歳以上65歳未満の方の26年度の算定基礎額 ×100分の1.55</p> <p>賦課限度額 14万円</p>	=	年間保険料
---	--	--	---	-------

保険料の納付

26年度の納入通知書は、6月に発送します。1年間の保険料は、6月～27年3月の10回に分けて納めてください。納付書は、6月納期分～9月納期分を6月に、10月納期分～27年3月納期分を10月に発送します。なお、6月は一括払い用の納付書も同封します。
 ※26年1月2日以降に新宿区に転入した方に6月に発送する納入通知書では、均等割額のみをお知らせします。その後、前住所地の住民税の課税内容から算定基礎額を計算し、所得割額を確定した上で、保険料の変更通知をお送りします。

資格の取得・喪失の届出は14日以内に

●やむを得ず遅れた場合でも必ず届出を

医療保険制度では、誰もが必ず公的な健康保険に加入しなければなりません。退職等で勤務先の健康保険をやめたときや、国民健康保険に加入していた方が勤務先の健康保険に変わったときは、届出が必要です(自動的には切り替わりません)。届出が遅れると、保険給付を受けられない場合や、保険給付した医療費を返還していただくことがあります。

国民健康保険の資格は、「加入しなければならぬ日」から発生します。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納めていただきます。会社等法人の事業所に勤務する方は、勤務先の健康保険に加入します。勤務先にご相談ください。

届出は医療保険年金課 特別出張所へ

▼勤務先の健康保険をやめて国民健康保険に加入するときは資格喪失証明書をお持ちください(扶養家族がいなく、退職証明書でも代用可)。厚生年金・共済年金の受給資格がある方は、年金証書もお持ちください。
 ▼新たに勤務先の健康保険に加入し国民健康保険をやめるときは国民健康保険証とお持ちください。
 ▼国民健康保険証と、勤務先の新しい保険証をお持ちください。
 ※代理人が加入の届出をする場合は、委任状と代理人の本人確認ができる書類(運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カード等)をお持ちください。

★26年度の住民税の申告を

保険料の算定基礎額は、住民税の課税内容に基づいて計算されています。26年1月1日に住民登録のあった区市町村で、住民税の申告をしてください。
 ※確定申告をした方は、住民税の申告は必要ありません。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用してみませんか

ジェネリック医薬品は、先発医薬品新薬の特許期間終了後に製造される、先発医薬品と同等の品質、安全性を持つ医薬品で、厚生労働大臣から承認されています。ジェネリック医薬品を利用すると、薬代が安くなります。利用できない場合もありますので、医師や薬剤師にご相談ください。

利用の意思を伝える「希望カード」「希望シール」は、医療保険年金課特別出張所で配布しています。
 【問合せ】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。

国民健康保険料は必ず納めましょう

平成25年度分までの保険料を完納していない方は、至急納めてください。保険料は、病気やけがをしたときの医療費などに使われる大切な財源です。医療機関にかかったときの医療費は、窓口で支払う自己負担分を除き、半分は公費で、残りの半分は皆さんの保険料で賄われています。国民健康保険に加入している皆さんは、医療費の一部を負担して医療を受けることも、保険料を納める義務もありません。保険料を納めない方がいると、国民健康保険の運営が困難になり、医療費を賄えなくなります。必ず納めましょう。

●保険料を納めないとは

未納期間に応じて、次の措置を取ります。特別な事情があるときは、お早めにご相談ください(3面で休日の納付相談を案内しています)。
 ▼督促や催告をしても納付がない場合は、通常の保険料の代わりに、有効期限の短い保険証(短期証)を交付します。
 ▼未納の状態が続くと、被災等の特別な事情がある方を除き、資格証明書を交付します。資格証明書は、国民健康保険の被保険者であることを証明するものです。病院にかかるときに提示すれば、保険診療として扱われますが、医療費は通常の自己負担分(3割)ではなく、全額を支払うこととなります。後日、滞納している保険料の納付についてご相談の上、申請により保険者負担分をお返しすることになります。
 ▼高額療養費等保険給付の全部または一部を、未納の保険料に充てる場合があります。また、保険料を滞納している方は「限度額適用認定証」の申請はできません。

保養施設を開設しています

区の国民健康保険に加入している方の健康増進などにご利用いただけます。

▼保養施設
 全国の「かんぽの宿」を利用できます。詳しくは、医療保険年金課・特別出張所で配布の「国民健康保険保養施設のご案内」をご覧ください。

▼夏季保養施設

26年度から、利用方法が変わります。詳しくは、「広報しんじゆく」などでお知らせします。

国保温泉センター 割引利用券の配布

都内の次の施設の割引利用券を、医療保険年金課・特別出張所で配布しています。

- ①檜原温泉センター 数馬の湯
- ②奥多摩温泉 もえぎの湯
- ③秋川溪谷 瀬音の湯
- ④生涯青春の湯 つるつる温泉

【所在地】日の出町大久野4718
 【利用料金】①②は大人400円・小学生200円(ほかに入湯税が必要)、③④は大人600円・小学生200円

【問合せ】医療保険年金課庶務係(本庁舎4階) ☎(5273)4078へ。